



環政第1114号  
令和元年10月10日

株式会社ジャパンエンターテイメント  
代表取締役 加藤 健史 殿

沖縄県知事 玉城康裕



沖縄北部テーマパーク事業に係る計画段階環境配慮書に対する知事意見  
について

令和元年8月30日付けで送付されたみだしの計画段階環境配慮書について、沖縄県環境影響評価条例第4条の5の規定に基づき、別添のとおり環境の保全の見地からの意見を述べます。

## 沖縄北部テーマパーク事業に係る計画段階環境配慮書に対する知事意見

沖縄北部テーマパーク事業（以下「配慮書対象事業」という。）は、沖縄県今帰仁村に位置する既存のゴルフ場を活用して、亜熱帯沖縄の魅力ある自然環境を体感するテーマパークへと再整備することで、沖縄経済の活性化及び観光立県・沖縄を推進し、ひいては、観光立国・日本の観光戦略の要となり、日本の観光および経済に貢献することを目的としている。

事業実施想定区域は、周辺の観光地の状況や交通の利便性等を考慮し、オリオン嵐山ゴルフ俱楽部株式会社が保有する沖縄島北部のオリオン嵐山ゴルフ俱楽部を改修し、テーマパークへと再整備するとしている。

また、事業実施想定区域の周辺には、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく沖縄海岸国定公園の第 2 種特別地域及び普通地域が存在するほか、鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に基づく屋我地鳥獣保護区が存在する。さらに、沖縄県の自然環境の保全に関する指針（沖縄島編）では、事業実施想定区域は自然環境の保全を図る区域（評価ランクⅢ）、周辺は自然環境の保護・保全を図る区域（評価ランクⅡ）となっている。

本計画段階環境配慮書（以下「本配慮書」という。）では、このような事業特性や地域特性を踏まえ、重大な環境影響のおそれがある計画段階配慮事項として、地下水の水質、水象、陸域生物、生態系、景観を選定しており、2つの案ごとに予測及び評価を行っている。

配慮書手続では、事業計画の検討段階を対象としており、事業の早期段階において、より柔軟な環境配慮を講じることによって効果的に環境影響の回避、低減を図ることを目的としていることから、今後、施設の規模、内容及び配置（以下「施設の配置等」という。）を検討する際には、懸念される環境への影響について十分に配慮する必要がある。

については、計画面積、施設の配置等の検討に当たっては、下記に示す事項について十分に検討した上で行うこと。

### 記

#### 1 総論

(1) 本配慮書において、事業実施想定区域には自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査の第 6、7 回調査で植生自然度が高いとされた樹林地が存在している。これら植生自然度が高い樹林地については、事業実施に伴う重大な環境影響を回避した計画とする必要があるが、両案共に施設の配置等が具体化していない計画段階において、当該樹林地の改変を行う計画となっている。

については、後述の総合的な検討を踏まえ、本配慮書で改変するとした植生自然度が高い樹林地については保全する区域とするよう検討し、それらの検討経緯を具体的に示すこと。

また、本事業計画の検討に当たっては、今帰仁村第四次総合計画後期基本計画に基づき、良好な自然環境の保全・再生を図る計画とするとともに、施設の配置等の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討するがないようすること。

(2) 緑化計画については「土地本来の緑に配慮しつつ、観光等に地域振興と緑化機能を考慮して樹種等を選定」としているが、緑化計画の検討に当たっては、在来種を使用し、地域の生態系保全に配慮する計画とすること。

(3) 本配慮書対象事業では、施設の配置等が具体化されていないことから、今後、本事業計画の検討に当たっては、可能な限り具体化し、それらの情報を基にできる限り定量的な予測及び評価を行うこと。また、今後検討するこれらの施設の配置等については、特に、地下水の水質、水象、陸域生物、生態系及び景観に係る環境影響の重大性の程度を整理した上で、「2各論」の事項について、総合的に検討し、可能な限り環境への影響を回避・低減する計画とすること。さらに、使用を計画している夜間照明については、本配慮書対象事業の事業特性として位置づけるとともに、夜間照明による陸域動植物や景観等に対する影響についても検討し、可能な限りその影響を回避・低減する計画とすること。

## 2 各論

### (1) 地下水の水質について

本配慮書対象事業を実施することで、両案ともに現況に比べ樹木等の植栽割合が増加し、頻繁な施肥管理が不要となるため、地下水の水質は現状より悪化することはないとしているが、本配慮書において、具体的な緑化計画や施肥施薬計画は示されていない。

ついては、地下水の水質に係る環境影響評価を実施するに当たっては、緑化計画、施肥施薬計画等を具体的に示した上で、事業の影響がないとした根拠を明らかにすること。

### (2) 水象について

事業実施に伴う水象の影響については、事業実施想定区域における樹林地の改変計画や路盤状況、地下水の一日に取水可能な量、供用後の使用水量、既存井戸の地下水量等の算出根拠などについて具体的に示した上で、雨水及びその他地表水等の排水経路の変化や、地下水の取水量の変化について、必要に応じ専門家等の助言を踏まえ、周辺湧水に対する事業の影響について環境影響評価を実施すること。また、水象に係る環境影響評価を実施するに当たっては、ゴルフ場建設時及び供用後の水象に関する調査結果や、揚水計画等についても示すこと。

### (3) 陸域生物・陸域生態系について

事業実施想定区域内には、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第6、7回調査で植生自然度が高いとされた樹林地として、ギョクシンカースダジイ群集やハドノキーウラジロエノキ群団（二次林）が分布している。これらの樹林地内においては、「環境省レッドリスト 2019」で絶滅危惧ⅠB類及び「沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータおきなわ）第3版（菌類編・植物編）」で絶滅危惧Ⅱ類に指定されているイモネヤガラ等が生育している可能性があり、さらに、「沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータおきなわ）第3版（動物編）」にて絶滅危惧Ⅱ類に指定されたサカヅキノミギセル及び沖縄県文化財保護条例（昭和47年沖縄県条例第25号）に基づく沖縄県指定天然記念物に指定されているフタオチョウ等の貴重な動植物種が生育・生息している可能性があることから、本配慮書対象事業の実施により、陸域生物及び陸域生態系への影響が懸念される。

ついては、施設の配置等の検討に当たっては、これら重要な自然環境の改変を最大限回避する計画とすること。

### (4) 景観について

本配慮書対象事業は、視認性が高いと考えられる高さ約18mの構造物を建築する計画のほ

か、夜間照明を使用する計画となっている。事業実施想定区域周辺には複数の集落等があり、事業の計画段階において、これらの地点からの景観の変化の状況について配慮が必要となる。

ついては、景観に係る環境影響評価を実施するに当たっては、施設の配置等や夜間照明の影響について、今帰仁村景観計画及び名護市景観まちづくり計画との整合を図り、景観への変化について配慮すること。

### 3 方法書以降において講ずべき措置について

- (1) 供用後の施設利用者の車両の走行等による交通量の増加によって、周辺地域への大気質、騒音及び振動の影響が懸念されることから、供用後に想定される交通量の変化について、定量的な把握に努め、大気質、騒音及び振動による事業実施想定区域周辺の生活環境への影響についても評価項目として選定すること。
- (2) 工事の実施に伴う赤土等の水の濁りの発生が想定されることから、赤土等の対策施設の配置を示した上で、赤土等による水の濁りを評価項目として選定すること。
- (3) 工事の実施、施設等の存在及び供用に伴う赤土等の水の濁り、水の汚れの発生が想定され、その影響の程度により、河川生物及び陸水域生態系への影響が懸念されることから、河川生物及び陸水域生態系を評価項目として選定すること。
- (4) 地下水の取水に伴って地盤沈下の発生のおそれがあることから、地盤沈下を評価項目として選定すること。
- (5) 緑化計画に係る樹種の選定や、苗木の確保、植栽など緑化に係る計画について示すこと。
- (6) 現存植生図の作成に当たっては、植物社会学的植生調査法等の方法で植生調査を実施し、在来種、外来種の区分については、詳細な調査を検討すること。
- (7) ハブ防止ネット等を設置する際は、徘徊性動物に配慮し、移動の妨げにならない設置位置等について検討すること。